

I 総論

用語解説

*参考

基本理念

総合計画 基本構想では、新しく誕生し歩み始めたあきる野市が、さらに充実した成長を遂げていくため、次に掲げる3つの基本理念のもとに、市民と議会と行政が一体となったまちづくりを進めていくとしています。

これらの3つの基本理念は、あきる野市のまちづくりにおいて、三位一体のものとして常に尊重されるべきものです。

- ・豊かさや活力のある都市の創造
- ・豊かな自然と人との共生による文化の創造
- ・安心して暮らせる魅力ある社会の創造

*1

将来都市像「人と緑の新創造都市」

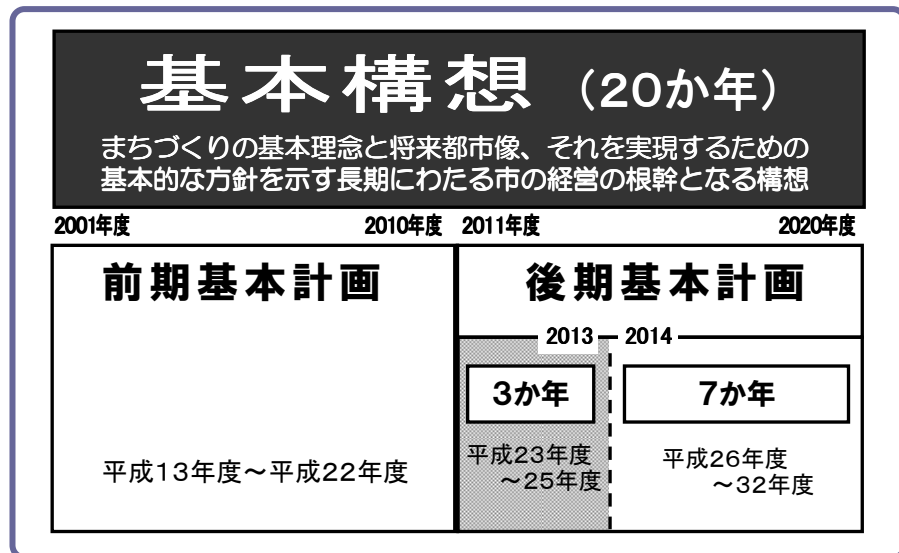
総合計画 基本構想では、目標とする将来都市像として、まちづくりの基本理念に基づき、人と緑が共生し、今まで以上にすばらしいあきる野の文化、社会、都市を創造していきたいという願いを込め、少子・高齢の時代、環境の時代において、やさしく力強く、活力と創造性あふれる「人と緑の新創造都市」を将来都市像として定めている。

第1節 目的及び期間

1 計画の目的及び位置付け

「あきる野市総合計画 後期基本計画」は、長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針である「あきる野市総合計画 基本構想」（平成13年（2001年）3月策定）^{〔*参考〕}に基づき、将来都市像である「人と緑の新創造都市^{〔*1〕}」の計画的な実現に向けて、基本構想の目標年次である平成32年度（2020年度）を見据え、社会経済情勢や財政状況、また、行政改革の取組による成果を踏まえつつ、施策展開を図るため、後期の10か年の当初3か年の期間について、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画です。

なお、後期の計画期間のうち、平成26年度（2014年度）以降の7か年についての計画は、改めて策定することとします。



2 計画の期間

平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）までの3年間とします。

なお、平成26年度（2014年度）から平成32年度（2020年度）までの7か年の計画については、施策の実施状況、社会経済情勢、行財政制度、地方分権の状況等を勘案しながら、平成25年度（2013年度）に策定します。

第2節 基本指針

全ての生き物は、自然の恵みの中で生きています。このかけがえのない自然を享受し、継承する中で、心の豊かさや安らぎを得ることができるといっても過言ではありません。

物質的な豊かさのみを追求するのではなく、心の豊かさを大切にしながら、自然との共生をテーマにまちづくりに取り組んでいきます。

現在、地方自治体には、世界的な課題となっている地球温暖化^{〔*2〕}防止や生物多様性^{〔*3〕}の保全などに対する積極的な取組が求められています。

また、地震や気候変動に起因すると思われる自然災害、超高齢社会^{〔*4〕}への対応など行政だけではなく市民と協力しながら取り組まなければならない課題も増えています。

さらに、従来の市民ニーズに加え、これら多様化する課題に的確に対応できるようにするためには、行政力の強化は欠かすことができません。

一方、生き生きとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して地域経済力の強化を図ることが必要であることから、東京都との連携により秋川高校跡地や武蔵引田駅周辺地区等の新市街地における計画的な企業立地の誘導が不可欠です。

このようなことを踏まえ、次の「環境都市あきる野の実現」「協働のまちづくり^{〔*5〕}」及び「行政改革^{〔*6〕}の更なる推進」を、後期基本計画を策定するに当たっての基本指針とします。

1 環境都市あきる野の実現

清れつな川の流れやその源である清閑な里山や森林は、あきる野市の財産であり、後世に引き継いでいかなければなりません。また、森林、里山、田畑、河川は、それぞれが密接に関連しており、生態系全体を通じた生物多様性の保全が重要です。

そのため、豊かな自然環境と人とが共生し、持続的発展が可能な社会を形成するため、環境対策への総合的な取組を進めます。

平成22年3月に「あきる野市郷土の恵みの森構想^{〔*7〕}」を策定し、全国の市町村では初めての取組となる「森林レンジャーあきる野^{〔*8〕}」を発足するなど、地域、企業、自治体が協働の下、生物多様性保全や地球温暖化防止にもつながる自然の保全・活用を推進しています。

さらに、安全で健全な生活環境を守り残すため、残土の埋立てや樹林地の開発を抑制し、自然環境を保全する取組を市民・事業者とともに推進します。

このように、協働、共生、保全を基本姿勢に、「豊かな緑に恵まれた東京のふるさと」を守り、育て、環境都市あきる野の実現をめざします。

用語解説

*2

地球温暖化

人の活動に伴い発生する二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加によって、地球全体、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象のこと。異常気象や海面上昇を始め、生態系や食糧生産、人の健康にまで影響が及ぶとされる。

*3

生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種の違いや同じ種の中での遺伝子の違いが存在すること。

*4

超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

*5

協働のまちづくり

市民と行政が対等な立場で地域の課題を解決するために協力して活動すること。

*6

行政改革

行政におけるコストの削減やサービスの向上を目的として、組織や機能、制度などを改革すること。

*7

郷土の恵みの森構想

豊かな自然を育み、様々な生きもののすみかとなるだけでなく、きれいな空気や水をつくりだすなど、大きな「森の恵み」をもたらしてくれている市域の6割に広がる森林を将来世代まで共有するみんなの「共通の財産」と捉え直し、将来を見据えた森づくりを行うために策定した計画。(平成22年3月策定)

*8

森林レンジャーあきる野

郷土の恵みの森構想をより具体化し、地域との協働により、森づくりと地域づくりを更に進めるために、動植物の生息・生育状況を含めた森の状況調査、地域資源の再発見・再発掘、森や道の整備と点検・補修などを行う組織。

用語解説

*1

防災・安心地域委員会

安全で安心できる暮らしを守るため、各地域の特性に合った防災に関する取組などを、地域住民が市と連携しながら自主的に行うために平成20年12月に設立された組織。

*2

地域防災リーダー

防災・安心地域委員会とともに地域において防災に関する取組を行う際に中心的役割を担う人材。平常時には、訓練や研修等で習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時には、地域住民と協力して、消火、救出救護、避難誘導等を行う。

*3

地域主権戦略大綱

地域主権改革(地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会を目指す取組)の意義や理念等を踏まえて、その推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面、実施すべき必要な措置や改革の取組について、国が定めた方針。

*4

第2次あきる野市行政改革推進プラン

有識者、公募市民、各種団体の代表者で構成する「あきる野市行政改革推進市民会議」からの提言を踏まえて策定した行政運営の仕組みや手法を改革するための方針。(平成22年3月策定)

2 協働のまちづくり

自分たちのまちは自分たちで良くしていこうという、普遍的な住民自治の精神の下、災害や犯罪に強いまちづくりを市民と行政が協働して進めていくための母体となる、防災・安心地域委員会^{〔*1〕}が市内の7つの地域で発足し、活発な活動を始めています。

地震や風水害、火災などの災害に備えるとともに、超高齢社会に対応するため、地域防災リーダー^{〔*2〕}の育成や高齢者の見守りなど、各地域の委員会が中心となる活動に対して積極的な支援を行うなど、「自主・自立の精神の下、安心して暮らせるまち」をめざします。

3 行政改革の更なる推進

平成22年6月には地域主権戦略大綱^{〔*3〕}が閣議決定されるなど、今後、地方の責任と権限はますます高まり、質、量ともに行政力の強化が求められます。

現在、平成24年までの3か年を計画期間とする、「第2次あきる野市行政改革推進プラン^{〔*4〕}」に基づき、59の推進項目に取り組んでいますが、これまでの行政改革の取組により財政指標においても一定の成果が表れています。

引き続き、経費の削減、歳入の確保、効果的な施策の展開を図るなど、身の丈に合った自治体経営のために更なる行政改革を推進し、「新たな時代のニーズに柔軟に対応できる行政サービス」をめざします。

第3節 計画の構成と体系

1 計画の構成

「Ⅱ各論」の第1章から第6章までにおいて、施策分野別に目標を示すとともに、目標ごとに節を設け、施策を示します。

2 計画の体系

将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現に向け、基本構想の「施策の大綱」に基づき、次の6つの基本方針の下に目標及び施策の内容を定め、計画の体系とします。

…………… 基本方針 ……………

- ① 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして
(都市整備分野)
- ② 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして
(産業振興分野)
- ③ 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある
生活環境都市をめざして (生活環境分野)
- ④ 笑顔あふれる安心して喜らせる保健福祉都市をめざして
(保健福祉分野)
- ⑤ 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした
教育文化都市をめざして (教育・文化分野)
- ⑥ 柔軟で健全な行財政運営をめざして ～計画推進のために～
(行財政分野)



施策の体系

基本理念

豊かさ
と
活力のある
都市の
創造

豊かな自然
と人との
共生による
文化の
創造

安心して
暮らせる
魅力ある
社会の
創造

将来都市像

人と緑の新創造都市

施策の大綱

(基本方針)

(目標)

第1章
自然と都市機能の
調和した暮らしやすい
都市をめざして
(都市整備分野)

- 第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進
- 第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成
- 第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

第2章
市民の暮らしをリード
する産業都市をめざ
して
(産業振興分野)

- 第1節 地域特性を活かした産業誘致の促進
- 第2節 活力ある商業の振興
- 第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興
- 第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進
- 第5節 自然と調和した林業の育成

第3章
暮らしよい豊かな
地域社会と清らかな
水と緑のある生活
環境都市をめざして
(生活環境分野)

- 第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進
- 第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成
- 第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築
- 第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

第4章
笑顔あふれる安心して
暮らせる保健福祉都市
をめざして
(保健福祉分野)

- 第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実
- 第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実
- 第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実
- 第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備
- 第5節 総合的な地域福祉の推進

第5章
生涯健やかな体と心
を培う人権尊重を基調
とした教育文化都市
をめざして
(教育・文化分野)

- 第1節 人権尊重教育の推進
- 第2節 生涯学習社会の振興
- 第3節 青少年の健全育成の推進
- 第4節 個性を生かす学校教育の充実
- 第5節 社会教育推進体制の整備
- 第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

第6章
柔軟で健全な行財政
運営をめざして
(行財政分野)

- 第1節 財政運営の健全化
- 第2節 行政体制の効率化
- 第3節 組織・人事体制の活性化
- 第4節 市民参加の推進
- 第5節 広域行政の推進